

# 令和8年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き 茂原市

平素より茂原市税務行政へ格段のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用）についても課税の対象となります。地方税法第383条の規定により、該当資産を所有されている方は、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している資産を申告していただく必要があります。

つきましては、本誌を参考のうえ適正な申告をお願いいたします。

## 【申告期限 令和8年2月2日(月)】

申告期限間近は受付が混雑しますので、お早めの提出にご協力ください。また、期限を過ぎますと、4月にお送りする納税通知書に正しい内容を反映できない場合があります。

### ◆ 申告書類の提出方法 ◆

(1) 窓口にて提出 市役所本庁2階12番窓口（資産税課）にご提出ください。

(2) 郵送にて提出 茂原市では、申告書提出用の封筒を用意しておりません。

また、控えに受付印が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

(3) 電子申告 *eLTAX*（地方税ポータルシステム）は、所定の手続きを行い、パソコンから申告データを送信できる無料のサービスです。利用開始・操作方法等は、*eLTAX*ヘルプデスクまでお問合せください。（うら表紙にも案内があります）

## 【目次】

◆ 申告書類の提出方法	表紙	III. 税額の算出方法	
I. 債却資産について		1. 評価額の算出	7
1. 債却資産とは	2	2. 課税標準額の算出	8
2. 債却資産と家屋の区分	5	3. 税額の算出	8
3. 太陽光発電設備について	5	4. 税額の計算例	8
II. 申告について		IV. 固定資産税（償却資産）Q&A	9
1. 申告していただく方	6	V. 申告書の記載例	
2. 申告方法と提出書類	6	1. 債却資産申告書	別途ファイル
3. 課税標準の特例・非課税について	7	2. 種類別明細書	別途ファイル
4. 申告をしない場合等	7	◆ チェックリスト、提出先	うら表紙

# I. 償却資産について

## 1 償却資産とは

### (1) 固定資産税における償却資産とは

固定資産税における償却資産は、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税または所得税を課されない方の所有資産を含む）をいいます。

法人が事業を行うために所有している資産はもとより、個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場、賃貸マンション、アパートなどを貸し付けている方が、それらの事業のために用いている構築物、機械、工具、器具、備品等も対象となります。

### (2) 申告の対象となる資産

毎年1月1日現在、事業の用に供することができる事業用資産で、原則として耐用年数が1年以上かつ1個または1組の取得価額（付帯費用含む）が10万円以上の有形固定資産です。なお、「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付けている場合も含みます。

以下の資産も、事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ①簿外資産（帳簿に記載はないが、事業の用に供しうるもの）
- ②償却済資産（減価償却を終え、備忘価格となっているもの）
- ③改良費（資本的支出。本体とは別に新たな資産の取得として扱います）
- ④租税特別措置法の規定を適用し、損金算入または特別償却（即時償却）をした資産
- ⑤遊休・未稼働資産（維持補修が行われ、いつでも事業の用に供しうる状態にあるもの）
- ⑥建設仮勘定で経理されている資産で、1月1日現在完成しているもの
- ⑦福利厚生用資産
- ⑧借用資産（リース資産）のうち、契約内容が所有権留保付割賦販売と同様のもの
- ⑨大型特殊自動車（登録番号の分類番号が0、00～09、000～099（建設機械）あるいは9、90～99、900～999（建設機械以外）の車両）

### (3) 申告の対象とならない資産

- ①自動車税または軽自動車税の課税客体となるもの
- ②無形減価償却資産（特許権・営業権・漁業権・電話加入権・ソフトウェアなど）
- ③繰延資産（開業費・開発費など）
- ④棚卸資産（商品・貯蔵品など）
- ⑤少額償却資産その他政令で定める資産（税務会計上、一時損金算入の処理をした資産または一括償却の処理をした資産など）

#### (4) 償却方法による申告対象の判断と少額の減価償却資産の取扱い

		申告対象	申告対象外
30万円未満	<b>中小企業者等の少額資産特例</b> (租税特別措置法第28条の2、第67条の5ほか)		
20万円未満	法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産(20万円未満)	<b>3年で一括償却</b> (法人税法施行令第133条の2、所得税法施行令第139条)	※2
10万円未満		<b>一時に損金算入</b> (法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条)	※1

※1 個人の方が、平成11年1月1日以後に取得した10万円未満の資産は、すべて必要経費となるため、申告対象外です。

※2 取得価額が20万円未満でも、中小企業者等の少額資産の損金算入の特例制度を適用した場合は、申告対象となります。

#### (5) 国税の取扱いとの主な違い

	固定資産税	国税
償却計算の基準日	賦課期日(1月1日)	事業年度(個人は暦年)
減価償却の方法	旧定率法に応じる減価率	定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却(2分の1)	月割償却
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)
耐用年数の短縮	認められます	認められます
増加償却	認められます	認められます
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例	課税対象となります	必要な経費または損金に算入(租税特別措置法)

#### (6) 償却資産の種類と主な資産

種類		主な償却資産
1	構築物	門、塀、構内舗装等の外構工事、緑化施設 等
	建築附属設備	家屋評価に含まれない建物附属設備(家屋所有者以外の方が施工した内装) 等
2	機械及び装置	各種製造に伴う設備及びその他の事業などの機械・装置、太陽光発電設備(アパートや店舗等の屋根への設置も対象) 等
3	船舶	ボート、釣船、漁船、客船 等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5	車両及び運搬具	フォークリフト等の構内運搬車両、大型特殊自動車 等
6	工具、器具及び備品	机、いす、応接セット、陳列ケース、ロッカー、エアコン、複写機、FAX、パソコン、電話機器(交換機)、レジスター、テレビ、医療機器、理美容器具、看板(ネオンサイン)、自動販売機 等

(7) 業種別 償却資産の具体例

業種	主な償却資産の例示
各業種共通	外構工事（門、塀・フェンス、駐車場等の舗装路面、庭園・緑化施設 等）、看板（広告塔、ネオンサイン 等）、外灯・照明等の電気設備、受変電設備、屋外給排水設備、（賃借人による）内装等の内部造作、電話機器（交換機）、エアコン、パソコン、コピー機、ファクシミリ、応接セット、ロッカー、キャビネット、レジスター、自動販売機、室内装飾品、金庫 等
不動産貸付業 (賃貸住宅等)	外構工事（上記のもののほか、自転車置場、ごみ置場 等）、館名看板、集合郵便受け、太陽光発電設備（屋根材でないもの） 等
駐車場事業	駐車場の舗装路面、駐車管理装置、駐車場料金精算機 等
太陽光発電事業	太陽光発電設備（アパートや店舗等の屋根への設置も対象 ※屋根材でないもの）、フェンス、舗装路面コンクリート、監視カメラ 等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、冷蔵庫、冷凍庫、自動販売機 等
喫茶・飲食店	厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、タオル蒸器、接客用家具・備品、テレビ、ステレオ、ジュエラボックス、カラオケセット、放送設備 等
理容業・美容業	パーマ器、消毒殺菌器、理・美容いす、洗面設備、消毒殺菌器、タオル蒸器、ドライヤー、テレビ、サインポール 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備 等
製パン業・製菓業	厨房設備、窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー 等
印刷業	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機 等
医院・歯科医院 医療薬局業	薬品戸棚、陳列ケース、ベッド、診察・手術・分娩台、エックス線装置、ファイバースコープ、人工呼吸器、消毒殺菌機器、手術機器、検査機器、歯科診療用ユニット、調剤機器、事務機器、待合室用いす 等
工場	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、溶接機、プレス機、グラインダー、金型、洗浄給水設備、構内舗装、貯水設備 等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉替機、カード発行機、島台、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器 等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、レッカー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー 等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、コンプレッサー、充電器、洗車機、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下タンク、ガソリン計量器、独立キャノピー、自動販売機 等
ホテル・旅館	ルームインジゲータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、冷蔵庫、ボイラー 等
農業	ビニールハウス、田植機、脱穀機、糲乾燥機、消毒機、洗浄機、コンベヤー、コンバイン、その他農耕用車両（小型特殊自動車を除く）・農業用機械設備や器具 等

## 2 償却資産と家屋の区分

事業用家屋に建物附属設備を新たに取り付けた場合、固定資産税の取扱い上、次の区分により償却資産と家屋とに分離して課税されます。

### (1) 家屋と設備等の所有者が同じ場合（自己所有の建物に設備等を取り付けた場合）

#### (ア) 償却資産の申告対象とするもの

- ①取り外しが容易で別の場所に移動できるもの（簡易間仕切り、ルームエアコン等）
- ②独立した機器としての性格が強いもの（受変電設備等）
- ③特定の生産業務の用に供されるもの（ホテルや病院の厨房・洗濯設備等）
- ④家屋と構造上一体となっていないもの（屋外の電気配線やガス・給排水配管設備等）

#### (イ) 家屋として評価するもの

家屋の所有者が家屋に取り付けた建築設備で、構造上一体となって家屋の効用を高める建築設備（電気・ガス・給排水・衛生・消火・空調・塵芥処理設備）等。

### (2) 家屋と設備等の所有者が異なる場合（テナント等が他人所有の建物に設備等を取り付けた場合）

家屋の賃借人（テナント）等の家屋所有者以外の者が、その事業の用に供するために取り付けた建築設備や内装設備は、取り付けた者が償却資産として申告します。

## 3 太陽光発電設備について

### (1) 申告の対象となる太陽光発電設備の要件

設置者	売電方法	申告の必要
法人・ 個人事業主	全量売電	事業用の資産として申告が必要です。 ※アパートの屋根の上に設置した太陽光発電設備も事業用資産となります。
	余剰電力の売電	※棚卸資産として所有していても、売電収入を得ている場合は申告が必要です。
	売電を行わない（全量を事業に使用）	
個人	全量売電（10kW以上）	売電するための事業用資産となり、申告が必要です。
	余剰電力の売電（10kW以上）	
	余剰電力の売電（10kW未満）	事業用資産とはならないため、申告は不要です。
	売電を行わない（全量を家庭で使用）	



※ 家屋に一体の建材（屋根材など）として設置されている場合は、家屋として評価の対象になりますので、事業用に該当する場合でも償却資産の申告は不要です。

### (2) 申告の対象となる太陽光発電設備の具体的な資産

種類	主な償却資産（太陽光発電設備関係）
構築物	アスファルト舗装、コンクリート舗装、フェンス 等
機械及び装置	太陽光パネル、架台、送電設備、パワーコンディショナー、設置工事費 等
工具、器具及び備品	監視用カメラ設備 等



## II. 申告について

### 1 申告していただく方

1月1日現在、茂原市内において事業を営んでいる個人及び法人の方です。

※ 事業所等はなくても、事業用資産を茂原市内に所有する場合を含みます。

### 2 申告方法と提出書類

記載例を参照のうえ、下記提出書類に必要事項を記入してご提出ください。

種類別明細書は複写式になっています。1枚目のみ提出し、青字で複写されている2枚目はお手元に保管ください。茂原市では減少資産用の明細書を使用していませんので、減少資産がある場合は「増加資産・全資産用」の当該資産を赤線で抹消してください。

申告区分	提出書類等	申告書	種類別明細書	留意事項
前年度に 申告された 方	資産の増減 がない	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	申告書「18 備考」に「増減なし」の旨を記入して下さい。
	増加した 資産がある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	種類別明細書の空いている行に増加資産を書き加えて下さい。
	減少した 資産がある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	種類別明細書に記載されている当該減少資産を赤線で消し、「摘要」欄に「減少」または「廃棄」等の文言を記入して下さい。
初めて申告される方・ 電算処理方式にて申告書 を作成される方		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	所有するすべての資産を種類別明細書に記入して下さい。電算申告の場合は、すべての資産の評価額を算出のうえ全資産申告して下さい。
申告が必要な資産を持 っていない方		<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	申告書「18 備考」に「該当資産なし」の旨を記入して下さい。
廃業・解散・休業、移転・ 市内支店廃止、資産の売却、 その他の事由により 市内の事業用資産がなく なった方		<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	申告書「18 備考」に事由及び事由発生年月日を記入して下さい。合併による解散の場合は合併した法人名、移転された場合は移転先住所、資産を売却された場合は売却先事業者名及び住所も記入して下さい。
相続・合併等により 資産を取得された方		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	申告書「18 備考」に事由及び事由発生年月日と被相続人(被合併法人)の氏名(名称)、住所(所在地)を記入して下さい。種類別明細書の当該資産の「増加事由」3(移動による受入)に○を付して下さい。

### 3 課税標準の特例・非課税について

#### (1) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた資産は、課税標準の特例が適用され税額が軽減されます。「固定資産税（償却資産）課税標準の特例申請書」及び特例に該当することを証する書類をご提出ください。

#### (2) 非課税資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた資産は、固定資産税が非課税となります。「固定資産税非課税申告書」及び添付書類をご提出ください。

### 4 申告をしない場合、または虚偽の申告をした場合

正当な理由なく申告をしない場合、または虚偽の申告をされた場合は、地方税法及び茂原市税条例により罰則規定があります。なお、申告漏れ等の資産があることが判明した場合、最大で5年間（偽りその他不正の行為は7年間）遡及して課税され、過年度分に係る市税はその全額が一括で徴収されます。

償却資産が未申告、または申告漏れがあるとみられる場合、国税庁の資料（所得税または法人税に関する書類）を閲覧させていただく場合があります

## III. 税額の算出方法

### 1 評価額の算出

前年中に取得した資産の評価額		前年前に取得した資産の評価額	
取得価額×(1-r/2)		前年度評価額×(1-r)	

※ 前年中に取得した資産（課税1年目）は、取得月に関わらず一律で半年償却の扱いです。

#### (1) 耐用年数に応する減価率・減価残存率表

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中 取得 1-r/2	前年前 取得 1-r			前年中 取得 1-r/2	前年前 取得 1-r			前年中 取得 1-r/2	前年前 取得 1-r
				11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	26	0.085	0.957	0.915
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	27	0.082	0.959	0.918
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	30	0.074	0.963	0.926

## (2) 評価額の計算例

取得価額 550,000 円、耐用年数 6 年のルームエアコンの場合

取得年	ルームエアコン購入・設置
1年目 1月 1日	評価額の計算 $550,000 \times 0.840 = 462,000$ 円
2年目 1月 1日	$462,000 \times 0.681 = 314,622$ 円
3年目 1月 1日	$314,622 \times 0.681 = 214,257$ 円
:	この計算を繰り返します。
9年目 1月 1日	$31,380 \times 0.681 = 21,369$ 円 $< 27,500$ 円

9年目で算出額が取得価額の 5 %を下回るため、以降の評価額は 27,500 円となります。

※償却済みとなった資産でも、現に事業の用に供されている、また事業の用に供することができる状態にある限りは償却資産に該当します。

## 2 課税標準額の算出

評価額の全資産合計額 = 決定価格 = 課税標準額（特例資産がない場合）

※ 特例資産がある場合は、課税標準額に適用され減額されます。

## 3 税額の算出

$$\begin{array}{c} \text{課税標準額} \\ \text{(1,000 円未満切り捨て)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{税率} \\ \text{(100 分の 1.4)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{税額} \\ \text{(100 円未満切り捨て)} \end{array}$$

※ 債却資産の合計課税標準額が 150 万円（免税点）未満の場合は、債却資産についての固定資産税は課税されません。

## 4 令和8年度 税額の計算例

資産の名称	取得年月	取得価額	耐用年数	令和8年度評価額
外構工事	令和7年9月	1,000,000 円	15 年	$1,000,000 \times 0.929 = 929,000$
太陽光発電設備	令和6年6月	4,300,000 円	17 年	$4,300,000 \times 0.936 = 4,024,800$ (令和7年度評価額) $4,024,800 \times 0.873 = 3,513,650$ (令和8年度評価額)
				合計 <u>4,442,650</u>

評価額の合計 = 決定価格 = 課税標準額（特例資産がない場合）

1,000 円未満を切り捨て\*、税率 1.4%をかけます。  $4,442,000 \times 0.014 = 62,188$

↓ ※土地・家屋をお持ちの場合はそれぞれの課税標準額を合算してから、1,000 円未満を切り捨てます。

100 円未満を切り捨てます。  $62,188 \rightarrow 62,100$  円（税額）

## IV. 固定資産税(償却資産)Q&A

Q1 税務署に申告をしていますが、市にも申告が必要ですか。

A1 必要です。確定申告は国税（所得税や法人税）の申告で、減価償却費を経費として計上するためのものです。償却資産の申告は市税（固定資産税）の課税対象としての申告となります。

Q2 以前から事業を行っていますが、申告案内が初めて送られてきました。申告が必要ですか。また、案内が送られてこなければ申告は不要ですか。

A2 必要です。償却資産は土地・家屋のような登記制度がなく、地方税法の規定により所有者が償却資産所在地の市町村に申告をする制度です。申告書が届かない場合でも、事業を行っている法人・個人は申告をしなければなりません。  
なお、前年の申告から資産の異動がない場合でも、その旨の申告が必要です。

Q3 提出した申告内容に誤りがあった場合、どのようにしたらよいですか。

A3 申告書の備考欄に「修正申告」と明記したうえで、修正後の内容にて再提出してください。なお、修正箇所について確認のご連絡を差し上げる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

Q4 償却資産の取得価額とはなんですか。また、消費税額は含みますか。

A4 当該資産の購入代価と、当該資産を事業の用に供するために直接要した費用や付帯費（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料など当該資産の購入のために要した費用）を合わせた金額です。

税務会計上、税抜経理方式を採用している場合は消費税額を含まない金額、税込経理方式を採用している場合は消費税額を含む金額で申告してください。

Q5 耐用年数を経過し、減価償却の終わった資産も申告が必要ですか。

A5 必要です。固定資産税（償却資産）は取得価額の5%が評価額の最低限度額として残ります。減価償却が終わっても事業用として資産を所有している限りは課税対象となりますので、申告に含めてください。

Q6 申告をしたのに納税通知書が届きませんが、なぜですか。

A6 同一人が同一市内に所有する償却資産の課税標準額の合計が150万円に満たない場合は、免税点未満となり固定資産税（償却資産）が課税されません。そのため納税通知書もお届けしておりません。

ただし、免税点未満となる場合でも償却資産の申告は必要です。

## ◆ 申告書類 チェックリスト ◆

- 申告書に連絡先の電話番号は記入されていますか？
- 申告書に資産の所在地は記入されていますか？
- 申告書に個人番号または法人番号は記入されていますか？
- 課税明細書にあらかじめ印字されている場合、印字内容に変更はありませんか？
- 増加資産の取得年月・取得価額・耐用年数は記入されていますか？
- 増加資産の事由欄（1～4）該当する番号に○は付されていますか？
- 申告対象外の資産（自動車税の対象自動車等）は除いていますか？
- 非課税資産または課税標準の特例適用資産を申告される場合、対応する申請書及び申請内容に係る確認資料を添付してください。

### 電子申告(エルタックス)について

茂原市では、地方税ポータルシステム「**eLTAX** (エルタックス)」を利用し、インターネットによる償却資産の電子申告を受け付けています。

**eLTAX** は、全国の地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです。

※ 申告書を持参・郵送することなく、事務所や自宅から申告できます。

※ **eLTAX** に参加する複数の地方公共団体へ、まとめて一度に申告できます。

※ **eLTAX** 用の無料ソフト「PCdesk」で申告書が簡単に作成できます。**eLTAX** に対応した市販の税務会計ソフトで作成したデータも使用できます。

### ご利用いただくには

ホームページから利用者となる法人の名称・所在地または個人の氏名・住所などを登録し、利用届出を出します。既にほかの地方公共団体に電子申告している場合は、申告書の提出先となる地方公共団体として茂原市を追加します。

### エルタックスに関するお問い合わせ

地方税共同機構 (TEL) 0570-081459 つながらない場合は 03-5521-0019

受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

詳しい情報はウェブサイトを参照ください <https://www.eltax.lta.go.jp>



### 提出及びお問合せ先

(▼切り取って宛名ラベルにご利用ください)

〒297-8511

千葉県茂原市道表1番地

茂原市役所 資産税課 償却資産係 行

### 茂原市役所 資産税課

電話 0475-20-1579(直通)

FAX 0475-20-1609

受付時間 8:30～17:15

(土・日・祝日・年末年始を除く)



ウェブサイト [茂原市 償却資産](http://www.city.mobara.chiba.jp/00000171.html)

検索

<http://www.city.mobara.chiba.jp/00000171.html> (0は7つ)